

文化審議会第10期文化政策部会の主な審議事項

1. 設置要項

本部会の設置要項(平成24年3月12日文化審議会決定)において、調査審議事項は以下のとおりとされている。

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

2. 主な審議事項

平成24年度は、第3次基本方針の対象期間(5年間)の2年次に当たるところ、第10期(24年度)部会においても引き続き、第3次基本方針を踏まえ、重点戦略に係るPDCAサイクルの確立に向けて、適切な進行管理を図ることとし、主として以下の事項について調査審議する。

調査審議は委員による意見発表、意見交換を中心に行い、内容に応じ独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」)のプログラム・ディレクター等専門家による意見発表等を求める。

(1) 重点戦略に掲げられた各施策の進捗状況について

「六つの重点戦略」に掲げられた各施策について、23年度における実施状況の検証、24年度実施予定の施策を中心に点検するとともに、不断の改善を図るため、今後の文化政策(予算、制度を含む)について広く検討する。

また、その一環として、東日本大震災から2年目の文化芸術の力を生かした東日本大震災からの復旧・創造的復興等についても適宜検討する。

(2) 重点戦略に掲げられた主な施策の目標設定、評価手法等について

「六つの重点戦略」に掲げられた主な施策について、評価の前提となる的確な目標の設定、目標を実現するために必要となる事業の検討、施策の効果・達成度を的確に把握するための視点、指標、測定方法の導入等を含め、適切な評価手法を確立することが不可欠である。

このため、現在、試行している日本版アールカウンシル事業の進捗状況について、振興会から適宜報告を受けつつ、文化庁において実施する調査研究の実施状況を踏まえ、文化芸術に関する施策の評価手法について検討する。